

水道水の農薬類の目標値等の改正案（概要）について

厚生労働省医薬・生活衛生局
水道課水道水質管理室

1. 改正の趣旨

- 水道から供給される水については、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第1項に基づき、同項各号に掲げる要件（水質基準）を備えるものでなければならないとされている。
- 一方、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）において、水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」を定めている。
- 水質管理目標設定項目のうち農薬類については、地域の状況を勘案して選定した農薬の測定を行うこととしているが、局長通知の別添2において、浄水で検出される可能性の高い農薬の名称、各農薬の目標値等を示しているところ。
- 今般、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果等に基づき、局長通知の別添2について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

局長通知の別添2について、以下のとおり見直しを行う。

- (1) 内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果に基づき、「ホスチアゼート」の目標値を、現行の「0.003mg/L」から「0.005mg/L」に改める。
- (2) 厚生労働科学研究の成果に基づき、要検討農薬類である「イプフェンカルバゾン」を対象農薬リスト掲載農薬類へ分類を変更し、目標値を「0.002mg/L」とする。
- (3) 厚生労働科学研究を踏まえ、「メチダチオン」について、新たにオキソン体も検査の対象とし、原体の濃度に、オキソン体を原体の濃度に換算したものを合算してメチダチオンの濃度とする。

3. 適用期日

適用期日：令和4年4月1日

・参考資料

令和3年度第1回水質基準逐次改正検討会（令和3年6月30日開催）

資料1「農薬類の目標値の見直し等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000798941.pdf>